

# 下村 地区

2009年4月発行  
下村地区まちづくり協議会

# 田園まち 通信 vol. 5



初年度活動完了。

まちづくりの方針・構想案ができました。

## まちづくり協議会発足から今日までの集大成—— まちづくりの目標と方針・構想案まとまる。

3月27日(金)、第5回協議会(平成20年度最終回)が開催されました。地元24名、市2名、コンサルタント2名の計28名が参加しました。

これまでの取り組みをひとつずつ思い返しながら、みんなでつくりあげてきたまちづくり構想図(案)を確認していきました(次ページ参照)。

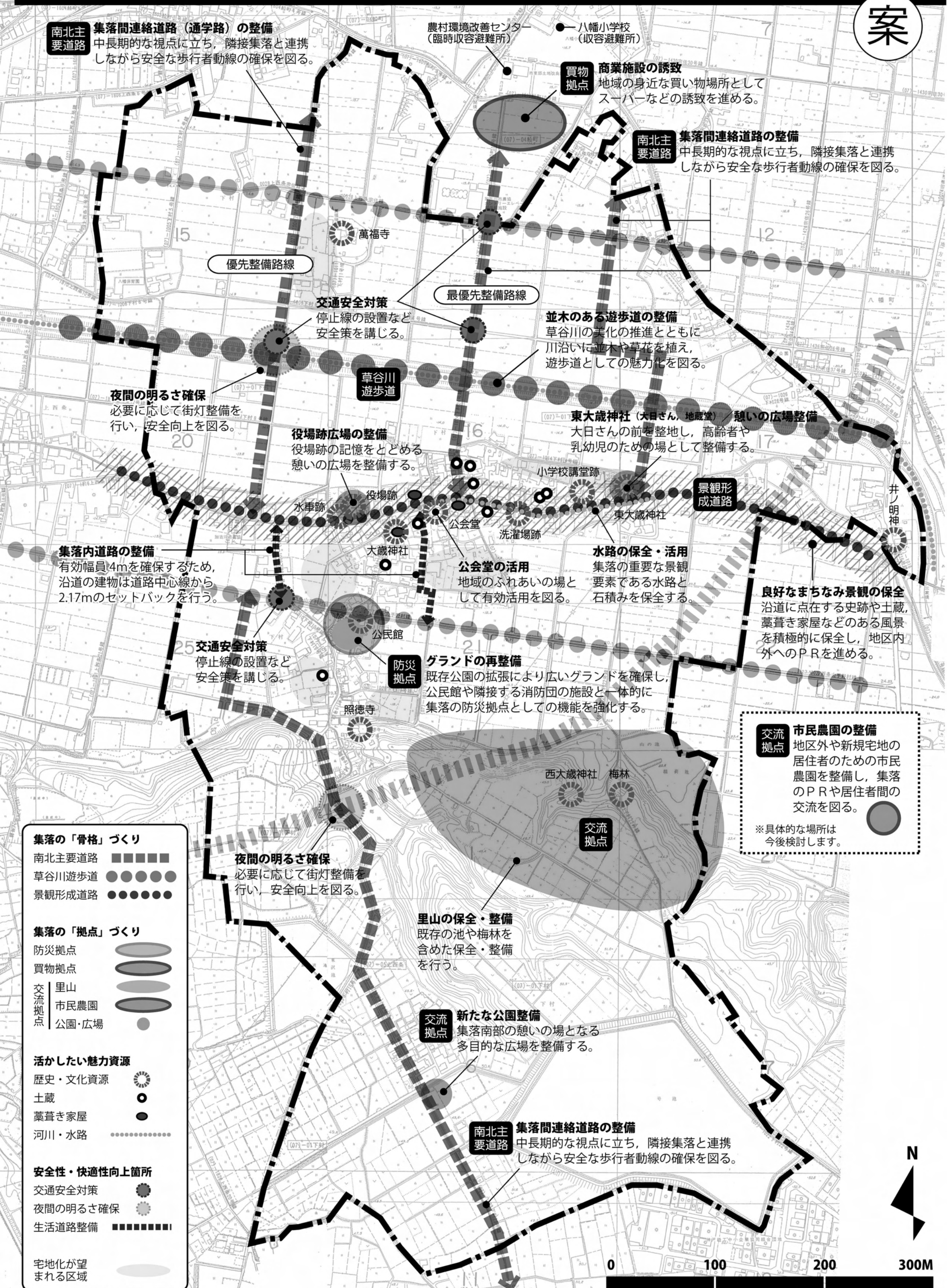
この構想案の策定には計5回の協議会、のべ100名以上が関わりました。すべて

がすぐに実現するものばかりではありませんが、この成果を「絵に描いた餅」に終わらせることなく、ひとつずつ前進していければと思います。

平成21年度はいよいよ、この構想案を具体化する道筋のひとつ、「特別指定区域」の指定に向けた作業に入ります。

個々の土地や建物に関するアンケート調査も実施する予定ですので、その際にはぜひご協力をよろしくお願いします。





## まちづくりに関する方針（案）

|                  |                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|------------------|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 計画の名称            |                      | 下村地区田園まちづくり計画                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| まちづくりの基本目標       |                      | 水や緑の豊かな自然を保全し、田園風景と調和した居心地の良い、快適で静かな集落づくりを図る。<br>交通や買い物など生活環境を改善するとともに、集落の魅力である河川や水路など昔ながらの環境を活かして、定住人口の確保をめざす。                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 目標人口             |                      | 1,054 人（平成 8 年，10 年時点の人口）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| ものづくりに<br>関する方針  | 公共施設の整備を<br>図る取り組み   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集落内道路については、有効幅員 4m を確保するため、中心線から 2.17m のセットバックを行う。</li> <li>・ 通学路などを含む集落間連絡道路については、中長期的な視点に立ち、拡幅や歩道整備による安全な歩行者動線の確保を図る。</li> <li>・ 公園整備予定地には原則として建築物の整備を行わない。</li> </ul>                                                                                                                                                                      |
|                  | その他の施設の整備<br>を図る取り組み | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要に応じて夜間の明るさ確保に向けた街灯整備を行う。</li> <li>・ 商業施設の誘致を推進する。</li> <li>・ 風水害などの災害に備えて必要な対策を行う。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                               |
|                  | 歴史・自然を活かす<br>取り組み    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存の池や梅林を含む里山の保全・整備を図る。</li> <li>・ 草谷川沿いに並木や草花を植え、遊歩道としての魅力化を図る。</li> <li>・ 水路、湧き水（井ノ明神）、蔵、伝統的建築物（萬福寺、照徳寺、大歳神社、西大歳神社、東大歳神社、公会堂など）等を積極的に保全し、地区内外への PR を進める。</li> </ul>                                                                                                                                                                          |
| ルールづくり<br>に関する方針 | 集落環境の保全に<br>関する事項    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物の高さ：戸建住宅を中心とした集落環境をまもるため、10m 以下とする。ただし、住工共存ゾーンについては既存建築物の高さを考慮して 15m 以下とする。</li> <li>・ 污水対策：建築物の新築の際には合併浄化槽を設置することが望ましい。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                        |
|                  | 集落景観の保全・<br>形成       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建物の形態・意匠は、周辺の自然環境や田園風景との調和に配慮し、集落全体としてまとまりのある景観形成に寄与するものとする。</li> <li>・ 建物の階数は原則として 3 階建て以下とする。</li> <li>・ 道路に面する垣または柵の構造は原則として生垣が望ましい。</li> <li>・ 建物を建築しようとする者は、まちづくり協議会に建築計画書を提出し、建築物が地区景観基準に適合しているまたは建築デザインとして処理されている等、運用基準同等以上に景観に配慮されていると判定を受け、同協議会と協定を締結後に建築に着手するものとする。</li> <li>・ 上記の協議は、別途設ける景観デザインに関するガイドラインに基づいて行うものとする。</li> </ul> |
|                  | 地縁者の範囲               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小学校区の範囲とする。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |